

第1回 江別市障がい福祉計画等策定委員会 議事録

日時 平成29年7月11日(火) 10:00～11:20

場所 江別市民会館3階31号

出席者：【委員】石井委員、今井委員、工藤委員、小西委員、小林委員、白川委員、菅原委員、谷藤委員、
中川委員、那須野委員、松本委員、山本委員

【市】佐々木副市長、真屋部長、三上次長、白石室長、四條課長、宮崎係長、本多課長、
河崎係長、永利主査

【委託業者】株式会社サーベイリサーチセンター 斎藤課長、石橋主任研究員

欠席者：岩城委員

1. 開会

2. 委嘱状交付

3. 副市長あいさつ

4. 委員自己紹介、事務局紹介

5. 委員長、副委員長の選出

委員長 今井博康 委員 (北翔大学)

副委員長 中川雅志 委員 (江別市社会福祉協議会) に決定。

6. 議事

(1) 「江別市障がい福祉計画等策定委員会設置要綱」及び「江別市障がい福祉計画等策定委員会傍聴要綱」について

(2) 「第5期江別市障がい福祉計画」及び「第1期江別市障がい児福祉計画」の策定について

(3) 第1期江別市障がい児福祉計画に関する意向調査について

委員長： それでは、議事（１）江別市障がい福祉計画等策定委員会設置要綱及び傍聴要綱について、事務局の説明をお願いします。

永利主査： 江別市障がい福祉計画等策定委員会設置要綱について簡単に説明させていただきます。この要綱は、障害者自立支援法に基づき、平成１８年度に「障がい福祉計画」を策定するときに制定したものです。なお、平成２９年度に、障がい児福祉計画を新たに策定することとなったため、委員数及び審議事項等について改正を加えたものになります。内容は、委員会の設置目的、委員構成、任期などの組織に関すること、その他委員会運営にあたって必要なことを定めております。設置の目的については、第１条にあるとおり、江別市における障がい福祉の推進を図ることとし、この委員会で審議する事項については、第２条のとおり障がい者福祉計画、障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画の策定及び見直しとしております。第３条及び第４条では、委員構成や、委員長・副委員長に関することを、第５条では会議の開催に関することを定めております。次に資料の３江別市障がい福祉計画等策定委員会傍聴要綱について説明させていただきます。今日も傍聴の方がおりますとおり、昨今の委員会等については、市民に審議を公開し、傍聴を可能としていることから、その内容について定めた要綱になっております。第２条は、傍聴の手続きに関して定めたものであり、傍聴は委員長の許可に基づき可能としております。第３条以降については、傍聴に関する制限や守るべきこと、守らない場合の措置など傍聴に関するルールを定めております。また、本日の配布資料の確認ですが、資料６意向調査の概要、資料７委員名簿、前回計画のオレンジ色の冊子をお配りしておりますので、ご確認ください。私からの説明は以上となります。

委員長： 只今の説明についてご質問・ご意見のある方いらっしゃいますか。

石井委員： 永利主査からご説明を受けました資料２と３を比べていただきたい。文書の体裁や文言の整理について意見申し上げたい。資料３は冒頭に健康福祉部長決裁となっており、すぐ下に市長決裁と記載がある。資料２は冒頭に市長決裁となっており、すぐ下に市長決裁と記載がある。また、資料３には読点がついているが、資料２には読点がついていたり、ついていなかったりしている。このような点は整理すべきかと考える。また、附則にかっこがついている。下にまた施行日がついている。施行という言葉をもどどのように捉えるのか、要綱では施行という言葉は大げさな言葉であり、適用という言葉が適切かと考える。永利主査はこの点についてどのようにお考えかお伺いしたい。

委員長： この点については事務局内で協議のうえ必要な修正があれば、修正いただくことでいかがでしょうか。

真屋部長： 今のご指摘につきましては、担当部署にも確認し改めるところは改めていきます。今までの経過の中で部長決裁があり、市長決裁があるように中身によって段階を踏んできた事実もあります。要綱の体裁や施行の意味合いについても担当部署と協議の中で改めるところは改めますが、問題ないと判断すればこのままといたします。只今ご指摘いただいた点については、事務局内で協議させていただきたいと考えております。

委員長： その他ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

それでは、議事（２）「第５期障がい福祉計画」及び「第１期障がい児福祉計画」の策定について、事務局の説明をお願いします。

永利主査： 資料４江別市障がい福祉計画等策定について、第５期障がい福祉計画及び第１期障がい児福祉計画について資料をご覧ください。１ページは計画の位置付けについて障がい者福祉計画、

障がい福祉計画、障がい児福祉計画の3つの計画があります。一つ目が障害者基本法に基づく障がい者福祉計画、二つ目が障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画、また、平成30年度改正児童福祉法により障がい児福祉計画の策定が義務付けられました。当市では障がい者福祉計画と障がい福祉計画を障がい者支援・えべつ21プランとして策定しております。第4期障がい者福祉計画が計画期間平成32年度まで、第4期障がい福祉計画が計画期間平成29年度までとなっており、障がい福祉計画を今回見直すことになっております。また、新たに第1期障がい児福祉計画を策定するため、第5期障がい福祉計画と第1期障がい児福祉計画を一体的に策定することとしております。また、今回策定する障がい福祉計画と障がい児福祉計画は、計画期間が平成32年度までとなっており、次回平成32年度には三つの計画を全て見直すこととなっており、一斉にアンケート調査を実施する予定になっております。

続きまして3ページ障がい者施策の近年の動向について説明いたします。平成23年度障害者基本法の改正があり、障がい者・障がいの定義の見直し、また差別の禁止と合理的な配慮の規定が明記されました。それに基づきまして、平成25年度に障害者差別解消法の中で差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止が明記されました。この二つの法律から障害者権利条約の批准を行っております。続いて難病医療法が改正されまして、難病患者の方の障がい福祉サービス等の利用が可能となっております。また、障害者雇用促進法も改正されまして、法定雇用率算定に精神障がい者を加えることが決定しております。さらに発達障害者支援法が改正され、発達障がい者が切れ目ない支援を受けられるよう、国と自治体に教育現場でのきめ細かい対応や職場定着の配慮を求めることが明記されました。

続きまして5ページです。障がい福祉計画等策定のポイントとして、平成29年3月に厚生労働省の告示があり、基本の指針が示されております。地域共生社会の実現に向けた取り組みを柱とし、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がい児支援の提供体制の計画的な整備、発達障がい者支援の一層の充実を新たに加えて、障がい福祉計画の成果目標の見直しと障がい児支援に係る目標設定を行うことが示されました。

続きまして6ページです。今回の告示の主なポイントを簡単に整理したものです。地域共生社会の実現のための規定の整備や障がい児支援の提供体制の計画的な整備、障がい福祉サービスの中に新たなサービスを設けることをポイントとして挙げております。

続きまして7ページです。障がい福祉サービス等の成果目標の見直しということで、数値目標の見直しの基準が明記されております。福祉施設から地域生活への移行促進、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に加え、協議の場の設置、市町村ごとに協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することが新たに設けられた項目となっております。また、福祉施設から一般就労への移行促進の中にも新たなサービスの項目として、就労定着支援が明記されております。

続きまして8ページです。これらは全て新たに明記されている障がい児支援に係る目標の設定についてになります。児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実、重症心身障がい児を支援する事業所の確保、医療的ケア児のための協議の場の設置が明記されております。

続きまして9ページです。当市の関連計画等の状況について簡単に示しております。江別市総合計画では、障がい福祉の充実をうたっております。自立的な社会参加の促進、地域生活への支援、日常生活への支援、日中活動・就労への支援をとおして、障がい福祉の充実を

図るために江別市地域福祉計画、江別市高齢者総合計画、江別市子ども・子育て支援事業計画と連携し、障がい者支援・えべつ21プランを策定することとなっております。

続きまして10ページです。今回見直しの予定はありませんが、第4期障がい者福祉計画の概要について説明いたします。基本理念は、障がいのある方の自立を地域で支える共生社会の形成として、障がいのある方の自立を地域で支えることのできるサービス提供体制づくり、施設重視の福祉から地域福祉・在宅福祉への着実な転換、障がいのある方の自立と社会参加・就労の促進。またこの理念を実現するための目標が8点あります。総合的ケアマネジメント体制の確立、ノーマライゼーションの推進による理解と交流の拡大、障がい福祉サービスの充実、保健・医療サービスの充実、保育・教育施策の充実、雇用・就労施策の充実と就労能力の向上支援、障がいのある方にやさしい生活環境とまちづくりの推進、スポーツ・レクリエーション・文化活動等障がいのある方の社会参加の推進をあげております。

最後に11ページです。今後の計画策定に向けたスケジュールを示しております。本日、第1回策定委員会を開催しておりますが、8月末に第2回策定委員会を予定しております。また、今回審議していただく障がい児福祉計画の意向調査を8月中旬から下旬にかけて実施できればと考えております。以降、毎月1回程度策定委員会を予定しており、各策定委員会の審議内容について簡潔に示しております。また、この中には特に明記していませんが、障がいをお持ちの当事者団体からヒアリングも予定しておりますので、委員の皆さまには今後の審議のご協力をお願いしたいと考えております。私からの説明は以上となります。

委員長： 只今の説明についてご質問・ご意見のある方いらっしゃいますか。

それでは、議事(3)第1期障がい児福祉計画に関する意向調査に入ります。まず、事務局の説明をお願いします。

宮崎係長： 資料5と資料6をお手元にご用意ください。今回策定する障がい児福祉計画は、児童福祉法の改正により、都道府県及び市町村に策定義務が課された計画となります。第1期の計画を策定するにあたり、障がい児や発達に不安のあるお子さんが置かれている状況を正確に把握し、計画に反映させる必要があるためアンケート調査を実施するものです。障がい児福祉計画として策定することは、今回が初めてとなりますが、現行の障がい者福祉計画及び障がい福祉計画は、児童に関する内容も含めて計画策定を行っているため、3年前の平成26年の両計画策定時にアンケート調査を行っております。調査票は、身体・知的・精神の障害者手帳及び難病等で障がい福祉サービス等受給者証をお持ちの方333名全員にお送りしました。

次に、今回のアンケート調査ですが、前回調査と対象者が異なります。国の基本指針において、障がい児通所支援を利用するお子さんについても支援の提供体制を整備することが規定されたことから、これに即し、障がい児通所受給者証を持っているお子さん、いわゆる療育の必要があるお子さんを対象に加えるため、調査対象者数が大きく増加することになりました。

続きまして、お手元に配布しました資料6をご覧ください。アンケート調査に関する具体的な方法についてご説明いたします。まず、調査対象者ですが、先ほどご説明いたしましたとおり、障がい児及び障がい児通所受給者証を持つお子さん合わせて718名を予定しております。障がい児の考え方と障がい種別ごとの内訳は、資料の2番及び3番に記載しております。まず、障がい児については、前回同様、身体・知的・精神の障害者手帳をお持ちの方とし、身体障がい者が83名、知的障がい者が247名、精神障がい者が3名の計333名となります。また、障害者総合支援法改正により平成25年4月から難病の方も障がい福祉サービ

スを利用できるようになったことから、これらのお子さんについても対象といたしますが、難病のお子さんについては身体障害者手帳を取得していることから、身体障がいを含めているため7月1日現在0名となっております。障害者手帳を所持していないものの、療育の必要性が認められ障がい児通所受給者証を所持している児童は、385名となっており、全体の53.6%を占めます。

次にアンケート調査票についてご説明いたします。事前に資料をお送りさせていただきましたが、調査項目は3障がい、難病及び障がい児通所受給者証をお持ちのお子さん、すべて共通となっております。経年変化を計るため、前回の調査票をベースとし、今回国が示す基本指針に即し、新たな調査項目を加える等の修正を行っております。前回調査との変更点は、資料6の5に記載しております。新たな設問といたしましては、医療的ケアに関する設問、父母の就労や保育や療育に関する希望、地域活動に関する設問を新たに加え、世帯の収入等に関する設問、外出に関する設問及び防災に関する設問は、他の関連する設問と合わせて回答できるよう、組み替えを行う等の修正を行っております。なお、回答者の負担を考慮し、資料5の9ページにあります障がい福祉サービスに関する設問を類似するサービスごとにまとめ、見やすくすることでページ数を可能な限り少なくし、前回調査時は17ページでしたが今回は15ページとなっております。

次にアンケート調査の今後のスケジュールですが、6番に記載のとおり、可能な限り早くアンケートの分析を行い、計画に反映させるため、8月中旬ないし下旬に調査票を発送し、回答期間は2週間程度を予定しております。回収した調査票の分析には1か月程度かかるため、分析が終了するのは10月中旬または下旬となる見込みです。結果がまとまり次第、策定委員会で報告いたします。以上で説明を終わります。

委員長： これは本日の審議の重要な内容となります。まず障がい児福祉計画策定に係るアンケート調査実施について、調査対象者の考え方等について説明がありました。こちらについてまず質問いただき、その後にアンケート調査票の内容について検討していきたいと思っております。まず対象者数、対象者の考え方等についての概況について委員の皆様から質問ご意見のある方いらっしゃいますか。

白川委員： 調査対象者の考え方についてはよいと思うのですが、特別支援学級には通所受給者証を持っていない児童がたくさんいらっしゃいますし、通常学級にいて通所受給者証を持っている児童もたくさんいらっしゃいます。これらの児童についてどのように考えていくのか。前回もこの考え方に沿って調査を実施しており今回も同様に進めたいという意向であれば、それでよいと考えます。ただし、通常学級の特別な支援を要する児童たちをアンケート調査の対象としないが、今後計画を策定するうえで大きな課題となる。その後これらを含めて計画を検討していくための考えがあるのかお伺いしたい。

宮崎係長： 手帳を持っていらっしゃらないが何らかの発達障がいの疑いのある児童が多数いることは事務局としても認識しております。一方で、何らかの発達障がいを持ちながら通所受給者証を持っていないお子さんの割合を把握できていない状況です。最も良い方法としては、全市民を対象として調査を実施することが考えられますが、予算の制約もあるため、今回は国の指針が示すとおり調査対象者は、手帳を持っているお子さんと通所受給者証を持っているお子さんとしております。ただし、どこの場でも声をあげられない方の声を拾うことは大切なことと考えております。決定はしていませんが、特別支援学級を含めて保護者との座談会形式で事務局が声

を吸い上げていきたいと考えております。以上です。

委員長： 白川委員のご指摘は非常に重要な点と思われま。引き続きその方々の意見を市として対応していくことをお願いしたいと思ひます。その他にご質問・ご意見のある方いらっしゃいますか。

石井委員： 調査対象者数718名の抽出方法は、どのような方法ですか。

宮崎係長： 本調査の調査対象者は無作為抽出ではなく、手帳を持っているお子さんと通所受給者証を持っているお子さんの全件調査となっております。

石井委員： 平成26年に実施している調査の回収率はどれくらいであったのか。

宮崎係長： 前回調査の回収率は、身体障がい児が44.9%、知的障がい児が45.8%、精神障がい児の対象者が2名いましたが、残念ながら回答がありませんでした。身体障がい児と知的障がい児の回答率の平均は概ね45%となっており、今回調査も同程度を見込んでおります。

石井委員： 国の指針として有効回収率が明示されているのか。

宮崎係長： 国の指針の中には回収率についての定めはありません。

石井委員： 市として回収率45%は妥当であると考えているのか。

四條課長： 前回の回収率は参考になると考えておりますが、今回は回収率を高める工夫として、お礼状を兼ねて再度のお願いをすることで回収率を高める努力をしようと考えております。ただし、アンケート調査の回答は任意であるので、様々な工夫を尽くしていきたいと考えております。

委員長： その他なければ、続いて資料5子どもの福祉に関するアンケート調査についてご質問・ご意見のある方いらっしゃいますか。

なければ、私から質問があります。問21は現在の利用状況と今後利用したいかを聞く設問ですが、それぞれの項目について回答欄に同じ番号が横に並んでいる。一般的にアンケートの回答方法の記載はこのような数字の並びにするのでしょうか。

宮崎係長： 前回はこのような表の作りにはなっていませんでしたが、集計の効率化といった点でこのような作りをしております。ただし、回答者が混乱するようであれば修正は可能です。委員の皆さまの意見をお聞きしたいと考えます。

石井委員： 委員長のご指摘のとおり、現状の表の作り方は適切でないと考えます。

宮崎係長： 空欄にして丸を付けることもできます。1か2どちらかを選択することも可能ですが、質問文章に「あてはまるものに○」と表記しているため、空欄にする修正としたいがよろしいでしょうか。

委員長： そのようにお願いします。その他委員の皆様からご意見等ございませんか。

那須野委員： 保護者の方々の中にも少し漢字が苦手だったりする方やお子さん自身が回答したいと思われる方がいるのではないかと。ふりがなを振ったほうがよいのではないのでしょうか。

宮崎係長： 福祉事業所の皆様にも調査対象者の方が読み方や回答方法で困っていたら、支援いただきたい旨の依頼をする予定です。一方で、ふりがなを振ることでページ数が増え、調査対象者の負担感が増すことにつながることも考えられます。そこで、全部にふりがなを振るのではなく、読みづらい単語を抽出し、その部分にふりがなを振ることで対応することとさせていただきたいと考えます。

委員長： それではそのような対応をお願いします。

その他皆様からなければ、私から質問したいと思ひます。対象となる方に障がいのあるお子

さんの兄弟等の保護者の方がいる場合は、調査票が複数届くことになりますか。

宮崎係長： 調査は世帯抽出ではなく、児童数を抽出しているため複数届くことになります。保護者の方の負担が増えることは確かですが、お子さんそれぞれに障がい特性があるため、それぞれのお子さんの調査票にご回答いただきたいと考えております。

委員長： 受け取る側は対象となっているお子さんを特定できるのでしょうか。

宮崎係長： 確かに現状の方法では、たくさん調査票が届いたという認識を持たれるかもしれませんが。調査票の表紙に障がいのあるお子さん一人ひとりについて回答をいただきたい旨の文言を表記することで対応とさせていただきたいと考えます。

副委員長： 障がいを持ったお子さんが二人いる場合は、バラバラに2通届くということになりますか。まとめる場合は作業が煩雑になってしまいますか。

四條課長： まとめることは可能ですが、返送いただく際にまとまって返送されてしまうと回答者が特定されてしまう可能性が出てしまいます。そのため個々にお送りして宛名にお子さんの名前を表記し、返送の際は無記名とすることで特定の可能性を低減でき、より良いと考えます。そのため、調査票の表紙に障がいを持ったお子さん一人ひとりについて回答をいただきたい旨の文言を目立つように表記することで対応とさせていただきたいと考えます。

委員長： それではそのようにお願いいたします。

工藤委員： 2ページの間2で性別を聞く設問で「丸はひとつ」と記載する意図は何ですか。

宮崎係長： 削除しても問題はないので、削除させていただきます。

工藤委員： 3ページの間4も同様です。また、2ページの間3の選択肢の矢印の位置を他の選択肢と統一することができるのではないのでしょうか。

宮崎係長： ご指摘のとおり統一させていただきます。

副委員長： 1 2ページの差別解消についての質問について、差別の内容について聞く必要はないのでしょうか。どこで差別を受けたかといった場所のみを把握することでよいのでしょうか。

宮崎係長： 前回調査では差別の具体的な内容についての設問がありました。今回も追加することはできませんが、どのような設問文章とすることが適切か事務局に一任いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

副委員長： わかりました。お任せします。

石井委員： 前回調査ではなぜ対象になったのかといったことで問題になったことはないですか。また、地域の児童委員の方にも周知を実施するのでしょうか。

宮崎係長： 前回調査に携わっていたが、ご指摘のような問題はありませんでした。そのような問合せがあった場合は、事務局として丁寧な説明を心がけます。また、前回調査では福祉事業所にも協力依頼を実施しました。今回の調査では民生委員・児童委員の皆様にも合わせて協力依頼を実施したいと思っております。

委員長： 委員の皆様活発な議論による、貴重なご意見ありがとうございます。審議の結果、意向調査の項目は事務局提示の案を基本とし、審議された内容を反映させることで進めたいと思っております。なお、本日欠席されている委員の方々もいらっしゃいますし、議論いただいたこと以外にも、お気づきのことがありましたら、お手元の意見書にご記入のうえ、後日、FAXまたは郵送で事務局までお送りいただき意見を取りまとめるということによろしいでしょうか。

宮崎係長： 本日いただいた意見について早急に対応させていただきます。事務局としては、意向調査を速やかに実施して、調査結果を今後の審議や計画に反映していくことが重要だと考えておりま

す。よってお手元の意見書は7月18日（火）までにご提出いただき、今回の審議内容と取りまとめた後の意向調査の修正については、委員長、副委員長、事務局に一任していただき、8月中旬から下旬を目途に意向調査を実施したいと考えます。

委員長： では、第1期障がい児福祉計画の意向調査については、本日の議論と意見書を取りまとめ、委員長、副委員長、事務局で修正することとします。その他、委員の皆様から何かありませんでしょうか。なければ、事務局から次回の策定委員会の日程等について説明をお願いします。

宮崎係長： 次回の第2回策定委員会は、現行計画の評価について8月末に開催する予定です。日程については事前に調整させていただきたいと思います。

工藤委員： 開催の時間帯は午前、午後、夜間どのような時間帯に開催する予定でしょうか。

宮崎係長： 委員長が大変お忙しいと思われそうですがいかがでしょうか。

四條課長： 基本的には委員長のご都合を確認させていただいた上で、各委員の皆様にご都合をお伺いすることにしたいと思っています。その都度開催の時間帯が異なることをご承諾いただきたいと思います。

委員長： よろしくをお願いします。以上で、本日協議する議事はすべて終了しました。どうもありがとうございました。